

郵便	2			2	0	0
電子メール	6			3	1	1
その他*				0	0	0
	1			1		

\*19年度：研修会（1）

障害の種別（重複するものは点線の右側）

視覚障害	2	5	知的障害		359
	2			1	
聴覚障害		2	精神障害		931
				2	
言語等の障害	1	2	発達障害	0	
肢体不自由	2	36	高次脳機能障害	0	
	1				
内部障害		323	その他		31
			不明		56

相談にあたり連携した機関

県の障害福祉課	3	地域包括支援センター	
	2		
上記以外の県の担当課		障害者福祉施設	94
	1		
福祉事務所	3	医療機関	32
市区町村の担当課	76	警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	14
市区町村の保健センター	7	ハローワーク	93
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所	46	自立支援協議会	
教育センター		その他	24

相談の経過

情報提供、助言等により終了したもの	51
	5
電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	99
継続して相談に応じているもの	343
	1
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に 事実確認を必要とするもの	2
	3

（４）労働者の雇用についての相談

平成20年7月～10月の該当件数	837
平成19年7月～10月の該当件数	26

相談の方法

方法	件数	早朝	朝	昼	夜	深夜
来所しての面接	34		6	24	4	
	1			1		
訪問	102		5	87	10	
電話	682		15	647	19	2
	7			7		
ファクシミリ	5		1	3	1	
郵便	12		3	9		

電子メール	2		1	1		
その他*						
	1			1		

\*19年度：研修会（1）

障害の種別（重複するものは点線の右側）

視覚障害	41		知的障害	4	685
				3	
聴覚障害			精神障害	28	213
	1			2	
言語等の障害			発達障害		
肢体不自由		24	高次脳機能障害		
	3				
内部障害		5	その他		15
			不明		

相談にあたり連携した機関

県の障害福祉課	3	地域包括支援センター	
	5		
上記以外の県の担当課		障害者福祉施設	48
福祉事務所		医療機関	12
市区町村の担当課	14	警察	
健康福祉センター	1	幼稚園・保育園・学校	89
市区町村の保健センター		ハローワーク	320
社会福祉協議会	1	法務局	
児童相談所	19	自立支援協議会	
教育センター		その他*	40

\*広域専門指導員（22）、弁護士（1）、地域相談員（3）、障害者就業・生活支援センター（1）

相談の経過

情報提供、助言等により終了したもの	26
	9
電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	3
	1
継続して相談に応じているもの	82
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に 事実確認を必要とするもの	3
	3

（5）教育についての相談

平成20年7月～10月の該当件数	141
平成19年7月～10月の該当件数	13

相談の方法

方法	件数	早朝	朝	昼	夜	深夜
来所しての面接	49			47	2	
訪問	33		3	25	5	
			1			
電話	63	2	11	47	4	
	4			3		
ファクシミリ						
郵便	3			3		
電子メール	1			1		

その他						
-----	--	--	--	--	--	--

障害の種別（重複するものは点線の右側）

視覚障害		知的障害	110	1
			1	
聴覚障害		精神障害	25	1
言語等の障害		発達障害	11	
			2	1
肢体不自由	1	高次脳機能障害		
内部障害		その他	2	
		不明		
			1	

相談にあたり連携した機関

県の障害福祉課	2	地域包括支援センター	
	3		
上記以外の県の担当課	1	障害者福祉施設	
福祉事務所		医療機関	1
			1
市区町村の担当課	12	警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	39
	1		2
市区町村の保健センター		ハローワーク	2
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所	11	自立支援協議会	
	1		
教育センター	3	その他*	1

\*他圏域の中核地域生活支援センター、NPO 法人

相談の経過

情報提供、助言等により終了したもの	11
	4
電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	1
継続して相談に応じているもの	44*
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に 事実確認を必要とするもの	1*
	1

\*他圏域から受けた相談 1 件を含む。

(6) 建物・交通機関についての相談

平成 20 年 7 月～10 月の該当件数	434*
平成 19 年 7 月～10 月の該当件数	15

\*複数の圏域が合同で相談活動を実施した 1 件を含む

相談の方法

方法	件数	早朝	朝	昼	夜	深夜
来所しての面接	24		1	20	4	
訪問	31		7	25	2	
	不明 3			不明 3		
電話	363		24	318	21	1
	4			4		
	不明 4			不明 4		
ファクシミリ	1		1			

郵便	3			3	
電子メール	3			3	
その他*				1	
	3			3	

\*路上で会話 (1)、19年度：研修会 (3)

障害の種別 (重複するものは点線の右側)

視覚障害	4	知的障害	135	
	1			1
	不明 1			
聴覚障害		精神障害	92	
	1			不明 2
言語等の障害		発達障害		
肢体不自由	6	高次脳機能障害		
	5			
	不明 2			
内部障害	245	その他*	1	
		不明	65	

\*身体障害者等の代弁者 (1)

相談にあたり連携した機関

県の障害福祉課	6	地域包括支援センター	
	4		
	不明 3		
上記以外の県の担当課	2	障害者福祉施設	
福祉事務所		医療機関	3
市区町村の担当課	24	警察	1
	1		1
健康福祉センター	1	幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会	1	法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他*	17
			2

\*地域相談員 (3)、他圏域の広域専門指導員 (1)、電力会社 (1)、ショッピングセンター (1)、19年度：地域相談員 (2)、不明：、中核地域生活支援センタ

相談の経過

情報提供、助言等により終結したもの	11
	5
	不明 6
電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの 継続して相談に応じているもの	46
	2
	不明 1
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に 事実確認を必要とするもの	1
	5
	不明 5

(7) 不動産の取引についての相談

平成 20 年 7 月～10 月の該当事件数	98
------------------------	----

相談の方法

方法	件数	早朝	朝	昼	夜	深夜
来所しての面接	19			17	2	
	23			23		
訪問	46		3	36	7	
	91		2	82	7	
電話	33			29	4	
	40		3	36	1	
ファクシミリ						
郵便						
電子メール						
その他						

障害の種別 (重複するものは点線の右側)

視覚障害	1	知的障害	3	65
聴覚障害		精神障害	1	96
				2
言語等の障害		発達障害		
肢体不自由	1	高次脳機能障害		
内部障害	1	その他		31
		不明		

相談にあたり連携した機関

県の障害福祉課	1	地域包括支援センター	
上記以外の県の担当課		障害者福祉施設	
福祉事務所	1	医療機関	
市区町村の担当課	1	警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他*	21
			3

\*市内相談機関 (2)、地域相談員 (1)、19 年度：市内相談員 (1)、障害者グループホーム等支援ワーカー (1)、ケアマネージャー (1)

相談の経過

情報提供、助言等により終了したもの	2
	2
電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	1
継続して相談に応じているもの	18
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	1

## (8) 情報の提供についての相談

平成20年7月～10月の該当件数	650
平成19年7月～10月の該当件数	6

## 相談の方法

方法	件数	早朝	朝	昼	夜	深夜
来所しての面接	12			9	3	
訪問	10			10		
	6			5		
電話	622		46	522	52	2
ファクシミリ	3		3			
郵便						
電子メール	3	2				1
その他						

## 障害の種別 (重複するものは点線の右側)

視覚障害		3	知的障害		251
	5				
聴覚障害	1	2	精神障害		235
言語等の障害		2	発達障害		
	1				
肢体不自由		3	高次脳機能障害		
内部障害		65	その他		65
				不明	

## 相談にあたり連携した機関

県の障害福祉課		地域包括支援センター	
	6		
上記以外の県の担当課		障害者福祉施設	12
福祉事務所		医療機関	5
			1
市区町村の担当課		警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	3
市区町村の保健センター		ハローワーク	11
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所	2	自立支援協議会	
教育センター		その他*	7

\*社会保険事務所 (1)、聴覚センター (1)

## 相談の経過

情報提供、助言等により終結したもの	86
	6
電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
継続して相談に応じているもの	11
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に 事実確認を必要とするもの	
	5

## (9) 虐待についての相談

平成20年7月～10月の該当件数	2,637
平成19年7月～10月の該当件数	79

相談の方法

方法	件数	早朝	朝	昼	夜	深夜
来所しての面接	21		1	15	6	
	4			4		
	不明 1			不明 2	不明 1	
訪問	103		9	74	22	
	不明 14			不明 8		
電話	183	8	17	124	28	6
	2			2		
	不明 7			不明 6		
ファクシミリ	2			2		
郵便						
電子メール						
その他						

障害の種別 (重複するものは点線の右側)

視覚障害	6		知的障害	19	63
				3	
聴覚障害			精神障害	7	120
				2	
				不明 2	
言語等の障害			発達障害	3	
				1	
肢体不自由	5	3	高次脳機能障害		
内部障害		25	その他*	27	25
			不明		

\*難病児童 (1)、児童 (26)

相談にあたり連携した機関

県の障害福祉課		地域包括支援センター	3
	1		
上記以外の県の担当課	不明 2	障害者福祉施設	24
	1		
福祉事務所		医療機関	5
	1		
市区町村の担当課	33	警察	
	2		
	不明 2		
健康福祉センター	2	幼稚園・保育園・学校	29
	1		
	不明 2		
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所	26	自立支援協議会	
	1		
	不明 2		
教育センター		その他*	5
			2

\*事業所 (4)、中核地域生活支援センター (1)、19年度：在宅介護支援センター (1)、市内シェルター

施設 (1)、女性センター、要保護児童対策地域協議会、生活支援センター、不明：弁護士、相談支援事業所、中核地域生活支援センター

相談の経過

情報提供、助言等により終了したもの	30
	不明 2
電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	1
継続して相談に応じているもの	37
	4
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	4
	不明 1

(10) その他\*の相談

平成 20 年 7 月～10 月の該当件数	10
平成 19 年 7 月～10 月の該当件数	14

\*障害児への誤解や偏見が多い地域での子育てのしにくさ (1)、金銭トラブル (2)、条例の PR について (1)、施設と親との関わり (1)、19 年度：近隣の音 (1)

相談の方法

方法	件数	早朝	朝	昼	夜	深夜
来所しての面接	1			1		
				不明 2		
訪問	1				1	
				不明 2		
電話	6			7		
	5			5		
ファクシミリ						
郵便						
電子メール	3				3	
その他*	3			3		

\*19 年度：研修会 (3)

障害の種別 (重複するものは点線の右側)

視覚障害	1	知的障害	2
			3
	不明 1		不明 1
聴覚障害		精神障害	2
			1
			不明 1
言語等の障害		発達障害	1
肢体不自由	4	高次脳機能障害	
	不明 1		
内部障害		その他*	2
			不明
			1

\*一般市民 (1)、強度行動障害 (1)

相談にあたり連携した機関

県の障害福祉課	3	地域包括支援センター
---------	---	------------



	4		
	不明 2		不明 1
上記以外の県の担当課		障害者福祉施設	
	1		
福祉事務所		医療機関	
	1		
市区町村の担当課	2	警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
	不明 2		不明 1
市区町村の保健センター		ハローワーク	
	不明 1		
社会福祉協議会		法務局	
	1		
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他*	1
			7

\*親の希望により他機関との連携をせず (1)、19年度：地域相談員 (3)、市内相談機関 (1)、障害者団体 (3)

#### 相談の経過

情報提供、助言等により終了したもの	4
	7
	不明 1
電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	2
	不明 1
継続して相談に応じているもの	4
	不明 1
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	1

表7：相談の経過（分野別×年）

（単位：のべ件）

分野	年	情報提供、助言等により終了したもの	電話が途中で打ち切られ相談ができなかったもの	継続して相談に応じているもの	差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの
福祉サービス	20	8	6	93	5
	19	44	1	227	5
	不明	28	0	15	4
	18	0	0	3	0
医療	20	19	0	32	1
	19	7	0	25	2
	不明	4	1	3	2
	18	0	0	0	0
商品・サービス	20	51	98	342	2
	19	29	0	1,324	3
	18	0	0	0	0
労働者の雇用	20	26	3	80	3
	19	9	1	244	3
	18	2	0	0	0
教育	20	3	0	44	1
	19	15	1	40	1
	不明	1	0	0	0
	18	0	0	0	0
建物・交通機関	20	11	0	47	2
	19	22	0	63	8
	不明	3	0	0	1
	18	1	0	0	0
不動産取引	20	2	0	18	0
	19	2	1	76	1
	18	0	0	0	0
情報の提供	20	85	0	11	0
	19	18	0	388	5
	18	0	0	0	0
虐待	20	4	0	28	4
	19	1	1	9	0
	不明	27	0	18	1
	18	0	0	1	0
その他	20	4	0	2	0
	19	19	2	1724	1
	不明	1	0	1	0
	18	1	0	0	0
合計	20	213	107	697	18
	19	166	7	4,120	29
	不明	64	1	37	8
	18	6	0	4	0

18年の数値は昨年度の調査結果から抜粋。19年の数値は本年度の調査結果を示す。本年度の調査とは回答機関等が同一ではないため昨年度の調査結果の報告とは同一ではない。

問6. よりよい相談活動のためには、地域の機関が連携する(ネットワークをつくる)ことが効果的と言われてい  
ます。皆様方が実施されている相談について、皆様方のご意見ご提案をお聞かせ下さい。

(ア) 相談を実施する中で連携の必要性をとくに感じる機関はどこでしょうか？

- ・ 市役所障害者支援課。
- ・ 千葉県(障害福祉課、地域整備センター)、市(障害福祉課、生活保護課)、教育委員会、児童相談所、ハローワーク、警察。
- ・ 市町村。
- ・ 生活相談などが多く含まれることになるので、内容により関連機関と連携をしていく必要がある。市町村、保健所、総合福祉関係の事業者。
- ・ 相談に関連する必要な情報(法・制度など)をタイムリーに得るためには、県や市町村との連携は必要である。
- ・ 児童相談所(現在連携が取れていない)、市委託の相談支援事業所(新しく設置されたところもあり、これから連携を強化していく必要がある)、民生・児童委員協議会、保健福祉センター、社会福祉協議会、弁護士・司法書士、消費生活センター、市町村の各課。
- ・ 教育委員会(学校)。
- ・ 市役所、社会福祉協議会、教育委員会、中核地域生活支援センター、警察。
- ・ 相談者個々・自身が関係している、出逢っている、相談している様々な機関。地域生活のしづらさサインを感じ取れることのできる機関。
- ・ ①条例での解決後あるいは該当しなかった場合でも地域の中で生活支援をしてくれる機関・・・多分民間組織(中核地域生活支援センターを含めて)、②県よりも市町村。
- ・ 市町村、地域包括支援センター・学校、特別支援学校・職場、作業所、居宅介護事業所・健康福祉センター。
- ・ 市役所(障害福祉課、児童家庭課、生活保護課、教育委員会学校教育課)・保健所(健康福祉センター地域保健福祉課精神保健福祉担当)・児童相談所・警察生活安全課・精神科医療機関・精神障害者地域生活支援センター・地域自立支援協議会
- ・ 現在は市の委託での仕事のため市の各課との連携のあり方を考えながら行っている。とはいえ福祉サービスなどは近隣市との関わりも重要であり、中核センターとの連携ができることも心強い。福祉・医療・保健どの分野とも必要に応じて協力する関係づくりのため、当機関のできることを知ってもらうことを中心に、各ケースで関わりをつくっていくようにしている。
- ・ 相談が多岐にわたるので、それぞれのケースで連携を必要とする機関が出てくるが、全てのケースで市の障害福祉課とは何らかの連携を取る必要が出てくる。また、差別のケースの相談から見えてくる家族支援や生活支援については、差別の相談が終了後中核地域生活支援センターや市町村の相談機関に引き継ぐ必要があるために、それらの機関との連携をとる。
- ・ 各市町村・各医療機関ソーシャルワーカー。
- ・ 市町村、住んでいる小地域の機関。・ご本人が住みづらさを負うことのないよう、生活しやすくなるような連携が必要である。日ごろより顔の見える関係を作る努力が必要である。
- ・ 市町村。
- ・ 福祉事務所ならびに行政機関(役所障害課、自立支援法課)、障害者相談支援事業所を中心とする相

談機関、当事者団体(身体障害者団体連合会(肢体不自由・視覚・聴覚)の存在は大きく、条例相談を進めていく上で連携は必要である)。

- ・保健所。
- ・様々なケースでまず、窓口となる市町村との連携は重要であると思われる。個別のケースでは医療、教育と共に実務的なネットワーク(共有や役割分担など)ができるようになってきているが、地域に組織的にネットワークを特に多分野において構築することが必要であると思う。

(イ) 相談を実施する中で連携の妨げとなっていることは、どのようなことでしょうか？

- ・ 専門家の人手不足。適切な時期に動いてくれる人が少なく、相談解決のネットワークがうまく機能していない。
- ・ 担当者の性格が一番の障害。次に担当者が転勤などで代わること。
- ・ 制度および地域格差(都市と地方の違い)。
- ・ 差別に関する相談の場合は本人同意が絶対条件となり、個人情報の開示ができない場合は他の機関から助言を受けることができて、本人の問題解決として終了することができなく可能性がある。法。
- ・ 制度の中で地域相談員との連携は必要である。しかしながら、地域相談員は個人情報の保護の観点から(氏名の公表がされていない)連携することが難しい状況である。また、地域相談員は、相談者と身近な関係にある可能性がある。そのため、相談者側から拒否されることも考えられる。
- ・ 市町村が縦割りなので、役所の中で横断的に対応する部署がない。多問題ケースの時に市町村のさまざまな課が関わるが、連携して動くことが難しい。(埼玉県行田市のような市役所内での総合相談窓口があると問題解決につながるケースがかなりあると考えられる)。
- ・ とくに行政に多いが、法律や制度に則って動いているため融通性に乏しく、少しでも範囲外に当たると相談に乗ってもらえない。
- ・ 機関の管轄、閉鎖性・条例に対する考え方。
- ・ 連携の必要性を感じている機関が「差別している側」として相談事案の相手となる事が多かったこと。制度に起因していると思われる。
- ・ 法律・制度はもとより(良くなっているのはわかるが・・・ついていけない)相談者、個々人の差別感・日本人特有の羞恥心・支援側、機関の抱え込み・知らぬ振り・潜在ニーズを掘り起こさない。
- ・ 一番の理由は法律でも制度でもなくお互いの仕事(業務)内容を知らな過ぎることではないかと思う。両方が連携の必要性を感じていても他方が理解していない場合は、なかなか先に進まない。郡部では顔と顔がつながることが先決である。
- ・ 民間の相談機関ということで民生委員の方々との連携は市町村抜きの場合がある(市へ相談しても進まないとき)。
- ・ 個人情報の保護のため相談者の了解を取っても情報の開示が困難だった事例がある。
- ・ 行政機関の相談窓口も、24時間365日体制を取るべきである。
- ・ 連携に困難を感じることは特にはないが、行政機関や障害者関連事業所以外では、差別の条例があることも周知されていないことが多い。そのために条例について、指導員の身分、仕事内容などから説明しなければならない。
- ・ ある当事者相談員が「私たちは今まで静かにおとなしくして、また、自分たちで考え合って乗り越えてきた。差別の相談なんてないと思う」と話していた。同じ障害の方が組織を作り支えあっている。長い間の中で、力関係が生じ、新たな意見を受け入れにくい体制があることも耳にする。また、どこの組織に

もつながらず、当然知るべき情報も届かず孤立傾向の方もたくさんいるようである。

- ・ 制度。
- ・ 相談を実施する中で連携の妨げではないが、政令都市や中核市と県の関係性が相談を進めていく上で支障をきたしていることは事実である。
- ・ 保健所の連携姿勢(制度上の考え方の違いであろうか)。
- ・ 行政を中心とする縦割りの問題。
- ・ 特に専門職といわれている方々の意識。
- ・ 国、県、市町村それぞれの権限の問題。
- ・ 特に都市部では民間レベルでの活動(NPO 法人、ボランティア団体など)も多いが横の連携に対するそれぞれの主張や活動内容の違い。

(ウ) 連携を進めるための具体的な取組みにはどのようなことが考えられるでしょうか？

- ・ 相談を受ける機関が数多くあり相談者がどこに相談すればよいか迷ってしまう。相談を受ける機関があるが、解決に向けて実施、行動を起こしてくれる機関が少なく、中核地域生活支援センターに集中している。窓口は1本化、実際に解決のために動く人を増やす、組織作りが必要であると考えられる。
- ・ 日ごろから顔の見える関係を作っておくこと。連携が必要なケースが出ればどこにでも行く。必要なケースが出た時に、どこと連携すればよいか、いろんな機関とその業務を理解しておくこと。広域専門指導員がその圏域で「有名人」になっておくこと。それには条例のPRが一番必要である。
- ・ 各相談機関との連携。
- ・ 専門機関との連携をすることで、より早く問題の解決につなげるために、関係機関の実態を把握するための情報の収集。
- ・ 精神障害のある方からの相談の場合は、健康福祉センターの精神保健福祉士、地域生活支援センター、中核地域生活支援センターなどが関わっていることが多い。そのため、上記の機関と連携して、相談事案に取り組むことにより、より良い支援ができると考えられる。
- ・ 地域の相談事業所が圏域ごとで障害、高齢分野にとらわれず集まって、お互いの情報・意見交換を行い、顔の見える関係作りを行う。
- ・ 市町村職員と民間事業者が相互に実習を行い、市町村は民間の実情を、民間は市町村の実情を知り、お互いの理解を深める(例:中核センター職員が地域包括センターに実習に行き、包括センターは中核センターへ実習に行くなど)。
- ・ 権利擁護に関して、地域の関係機関どうしの集まりが必要。そこで大まかな役割分担を行って、顔の見える関係を作る。
- ・ 障害に関しては、地域自立支援協議会を構成員だけのものにせず、そこで話し合われている内容を、広く地域の事業所等にホームページなどで地域の問題をもっと皆に知ってもらう(情報公開を積極的に行っていく)。
- ・ 児童・高齢などの虐待に関しては、分野を超えた連携(医療・教育・保健・福祉)が必要であり、常日ごろから情報共有できるシステムを作る。
- ・ それぞれのケースに対し、ケース管理者および各機関の役割分担を明確化する。
- ・ 条例の周知活動の拡大、定期的な条例に関する情報提供。
- ・ 県や市という枠を超えて連携できるシステムの構築。まだ市の自立支援協議会に加わっていないため、自立支援協議会がどのくらい機能しているかはわからない。しかし、今後地域での相談活動を続けて

いくためには、自立支援協議会に加わり中核地域生活支援センターとも連携して取り組むことが必要だと思う。

- ・ 地域の障害理解。機関の障害理解。機関同志の理解。生活総合相談窓口。本当のソーシャルワーカー人材増(育成)。
- ・ 地域ケア会議などの開催。自主勉強会の開催。地域の社会資源を把握。
- ・ 関係者会議の開催。
- ・ 利用者が各機関に相談する時に同行し、それぞれの役割を確認する。
- ・ 「障害者条例」を広く県民全体に普及・啓発させるためには、今以上に広報活動やセミナーを開催すべきである。小学校、中学校、高等学校等の『教科書』(補助教材)としたり、あるいは『警察学校初任者研修、中堅研修、幹部警察官研修』での「必修科目としたり、自治会や民生委員の会合の際には、県の障害者条例担当者が直接出向いて「説明会」や「意見交換会」を行うなどをするべきである。600万県民一人ひとりの意識の中に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県」をつくろう、という意識が芽生えない限りは、この条例は「絵に描いた餅」に終わってしまうと危惧している。
- ・ 相談ケースとは別に、条例についての周知、啓発活動が連携において必要。
- ・ 当圏域のケースでは、相談者は何らかの支援機関と既に関わっている場合が多い。したがってケースが上がったときは、本人の了承を取り、それらの支援機関と速やかに連絡を取り、既に築いている支援関係や方針を尊重して連携をとるようにしている。
- ・ 地域自立支援協議会への参加や連携が今後の課題。
- ・ 私自身が障害の個々の生きづらさや困難を知らないことがたくさんある。地域の中で協力者、理解者となる立場の方も同じように知らないことが多い。日常に障害のある方に出会うことが少ないと、考える、理解する機会もないのが実情である。ハード面、ソフト面の配慮をし、広報活動にも努め、障害のある方も一緒に参加する活動を増やしその中で理解や意識を高める。知ること(理解すること)は優しくなれることであり、連携も進める力となる。
- ・ ケース会議などを行い担当者との連携を深める。
- ・ 当市の場合、中核地域生活支援センターに代わる相談支援事業所が複数ある。そのうち、精神障害者の相談事業所は自立支援法の地域活動支援センターⅠ型の相談事業として運営されている。条例相談を進めて行く上で、上記の事業所との連携は重要である。こうした相談事業所単独での問題解決が困難である場合は、市自立支援協議会で取り上げるシステムになっている。これまでに、条例相談では解決困難な案件については相談支援事業所を通じて、自立支援協議会で取り上げてもらうような段取りをつけたが、残念ながら実現に至っていない。それでも、いくつかの相談事業所とは連絡を取り合いながら、条例相談を展開してきた。今後も、上記の相談機関を中心に連絡・調整を図るとともに、自立支援協議会への働きかけを行なうことが必要と考える。
- ・ 実務的な連携を進めるためには、それぞれの相談機関や事業所がそれぞれの仕事のことをよく知ることが重要だと思う。中核地域生活支援センターでは個別のケース対応において、自分たちから地域の機関に連携を求め、ケースの共有や具体的な対応について役割分担をするようにしている。多いときには、5箇所以上の機関が集まり協議することもある。相談や支援の現場レベルではその繰り返しにより連携は深まって行くと考え。そういった活動をより地域に広げていくには、その現場の人たちを統括する方々の連携が必要であると考え。

中核地域生活支援センター  
船橋福祉相談協議会  
柏地域生活支援センター  
広域専門指導員

の皆様

## 「千葉県内における相談活動の実施状況についてのアンケート」

ご回答ご協力をお願い

ごあいさつ

拝啓

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素は地域福祉の向上に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて

私どもは、昨年度、標記アンケートを通じて皆様方のご活動をお尋ねいたしました。その節はたいへんお世話になりました。

このたび、今年度も引き続き同一の調査を実施することいたしました。

昨年度の調査では、相談活動について「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の施行前と施行直後とを比較し、条例の施行に伴う活動の変化を調べました。条例が地域社会に浸透し相談活動が変化していくか知るためには、施行 1 年という期間において改めて調べる必要があります。

つきましては、時節柄ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、本調査の趣旨をご理解賜り、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

調査の名称：「千葉県内における相談活動の実施状況についてのアンケート」

調査の根拠：平成 20 年度厚生労働科学研究費 障害保健福祉総合研究事業「地域相談ネットワークによる障害者の権利擁護の可能性」（研究代表者：堀口寿広）の一環として実施

実施主体： 同研究事業実施グループ

堀口寿広（国立精神・神経センター）（実施責任者）

佐藤彰一（法政大学）

高梨憲司（社会福祉法人愛光）

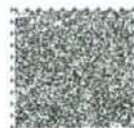
調査対象： 中核地域生活支援センター（13 箇所）

船橋福祉相談協議会、柏地域生活支援センター

広域専門指導員（15 名）

同時に、千葉県内において地域住民を対象とした相談を実施していると推測

される公的機関（地方自治体、各種相談所等）および各種団体、公立学校 等  
（計 6,700 余箇所）を対象としたアンケート調査を実施します。



調査期間： 平成 20 年 12 月 1 日～平成 21 年 1 月 10 日(アンケート回収期間)

本件に関するお問い合わせ：

〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1

国立精神・神経センター精神保健研究所 社会精神保健部 家族・地域研究室  
堀口寿広

電話・FAX：

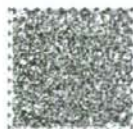
時間帯によってはつながりにくい場合がございます。また、誠に勝手ながら出張など不在時は留守番電話にてうかがいます。電子メールをあわせてご活用下さい。

電子メール：

ご回答に際してご留意いただきたいこと：

- ・ 本調査は中核地域生活支援センター等または広域専門指導員として実施した相談件数の実績をおたずねするものです。したがって個別の相談事例について、相談を利用された個人およびその関係者に関する個人情報(住所、氏名、年齢、勤務先等)をうかがうものではありません。また、個別の相談事例についておたずねするものではありませんので、相談内容に含まれる特定の個人や団体等を特定し得る情報を扱いません。
  - ・ 本調査へのご協力について、ご回答に要する情報の開示の可否につきましては関連法令および貴機関の規定等にご判断いただきますようお願い申し上げます。ご回答をもって本調査へのご協力にご同意いただいたものと判断させていただきます。ご回答いただけないことで貴機関に不利益を生じることは一切ございません。
  - ・ 活動実績等につきましては、たいへんお手数ですが県へご報告いただいている資料等の中から、当該箇所をご参照の上、転記していただきますようお願い申し上げます。
  - ・ 本調査は研究グループが実施するものであり、県が実施するものではありません。したがって、皆様方からいただいたご回答を県にご報告いただいている数値と照らし合わせ確認することはいたしません。
  - ・ ご回答に当たり、センター・指導員の方のお名前をご記入いただきますが、本調査は千葉県内の地域相談活動の実施状況を把握するために実施するものであり、地域(圏域)別、相談内容の種別によって分類いたします。研究報告書において特定の機関の数値を単独で取り上げること、個別のご回答同士を比較することはいたしません。
  - ・ いただいたご回答は下記研究室内で厳重に保管し、数量的なデータとして解析いたします。ご回答内容をご回答くださった方のご承諾を得ることなく第三者からの求めにより開示することはいたしません。結果は研究報告書\*にまとめ厚生労働省ほか関係機関への配布、厚生労働科学研究成果データベース(<http://mhlw-grants.niph.go.jp/index.html>)への概要版および本文掲載等をもって一般に公開いたします。
- \* 昨年度の研究報告書は初夏に各1部をお届けいたしました。失礼ながら未着でしたらお申し付け下さい。僅少ですが残部がございます。全文は上記データベースでダウンロードできる予定です(11月現在作業中)。また、原本は千葉県立中央図書館でも閲覧可能です。

以上







問4. 相談件数についてお答え下さい。

件数の集計方法は問3. にお答えいただいた方法で結構です。別の集計方法でご記入いただく場合はお手数ですがその旨お書き添え下さい。

- ・ 広域専門指導員の皆様は → (ウ)、(エ)、(オ)、(カ)についてご記入下さい。

	数字には単位をお付け下さい (例: (のべ) 〇〇件、〇〇人など)
(ア) 平成19年度(平成19年4月1日～平成20年3月31日)の相談件数	
(イ) そのうち、障害者差別に当たると思われる事例*の相談件数	
(ウ) 平成19年7月～10月の相談件数	
(エ) そのうち、障害者差別に当たると思われる事例の相談件数	
(オ) 平成20年の7月～10月の相談件数	
(カ) そのうち、障害者差別に当たると思われる事例の相談件数	

\*相談事例の「障害者差別に当たると思われる」という判断は、障害があることを理由とした差別が相談の内容に関係していると推測される場合を指します。

問5. 次のページからは、「障害者差別に当たると思われる事例」(問4の(エ)、(カ))について、相談内容の分野別に、相談利用経路と、相談の経過をおうかがいいたします。

- ・ 件数の集計方法は問3. にお答えいただいた方法で結構です。別の集計方法でご記入いただく場合はお手数ですがその旨お書き添え下さい。
- ・ それぞれの分野に含まれる範囲は、条例に沿った分類とお考え下さい。
- ・ 相談内容が複数の分野にまたがる場合は、もっとも中心的な分野についてお答え下さい。

例: 相談内容が「福祉サービス」と「医療」の両方に関わっているが、福祉サービスの要素が大きいと判断される場合 → (1)福祉サービスについての相談事例としてお答え下さい。

- ・ 相談を利用された方が複数の種類の障害をお持ちの場合(障害が重複している場合)は、相談内容にもっとも関連性があると判断される障害についてお答え下さい。重複する場合は点線の右側にお書き下さい。

例: 相談を利用された方に身体障害と精神障害の両方があるが、相談内容が精神障害に関する要素が大きいと判断される場合 → 精神障害のある方の相談事例としてお答え下さい。

## (1) 福祉サービスについての相談

平成 20 年 7 月～10 月の該当件数	
平成 19 年 7 月～10 月の該当件数	

数字には単位をお付け下さい  
(例: (のべ) 〇〇件、〇〇人など)

## 相談の方法は？

方法	件数	早朝 (午前0時 ～6時)	朝 (午前9時 まで)	昼 (午後5時ま で)	夜 (午後5時 以後)	深夜 (午後9時 以後)
来所しての面接						
訪問						
電話						
ファクシミリ						
郵便						
電子メール						
その他( )						

## 障害の種別は？(重複する場合は点線の右側にお書き下さい)

視覚障害		知的障害	
聴覚障害		精神障害	
言語等の障害		発達障害	
肢体不自由		高次脳機能障害	
内部障害		その他( )	
		不明	

## 相談にあたり連携した機関は？

県の障害福祉課		地域包括支援センター	
それ以外の県の担当課		障害者福祉施設	
社会福祉事務所		医療機関	
市区町村の担当課		警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他( )	

## 相談の経過は？

(ア) 情報提供、助言等により終結したもの	
(イ) 電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
(ウ) 継続して相談に応じているもの	
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	

## (2) 医療の相談

平成 20 年 7 月～10 月の該当件数	
平成 19 年 7 月～10 月の該当件数	

数字には単位をお付け下さい  
(例: (のべ) 〇〇件、〇〇人など)

## 相談の方法は？

方法	件数	早朝 (午前 0 時 ～6 時)	朝 (午前 9 時 まで)	昼 (午後 5 時ま で)	夜 (午後 5 時 以後)	深夜 (午後 9 時 以後)
来所しての面接						
訪問						
電話						
ファクシミリ						
郵便						
電子メール						
その他( )						

## 障害の種別は？ (重複する場合は点線の右側にお書き下さい)

視覚障害			知的障害		
聴覚障害			精神障害		
言語等の障害			発達障害		
肢体不自由			高次脳機能障害		
内部障害			その他( )		
			不明		

## 相談にあたり連携した機関は？

県の障害福祉課		地域包括支援センター	
それ以外の県の担当課		障害者福祉施設	
社会福祉事務所		医療機関	
市区町村の担当課		警察	
健康福祉センター		幼稚園・保育園・学校	
市区町村の保健センター		ハローワーク	
社会福祉協議会		法務局	
児童相談所		自立支援協議会	
教育センター		その他( )	

## 相談の経過は？

(ア) 情報提供、助言等により終了したもの	
(イ) 電話が途中で打ち切れ相談ができなかったもの	
(ウ) 継続して相談に応じているもの	
そのうち、差別の可能性があり、相談者および相手方に事実確認を必要とするもの	